

第11回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会議事録

- 日時 令和4年1月25日（火）18：00～20：00
- 場所 多摩市役所 301会議室（リモート会議開催）
- 出席者 松下委員（委員長）、木下委員（副委員長）、吉永委員、
池田委員、原田委員、石井委員、榊委員、立山委員、
中村委員、奈和良委員、元井委員、佐々木委員、高木委員

1 開会

【委員長】 第11回多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会を始めます。本日、小田川委員と権藤委員と吉田委員が欠席となります。

本日の獲得目標は、条例が可決されたことについての報告と条例に関する今後の取組について意見交換を行うことです。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いします。

【事務局】 （資料の説明）

2 条例可決についての報告

【委員長】 本条例が12月の議会で可決されましたので、条例可決について事務局から報告をお願いします。

【事務局】 （資料の説明）

【委員長】 挙手全員により可決というのは、全員が賛成という意味ですか。

【事務局】 反対意見はなく、資料11-1に記載したとおり、議会での意見をいただいて満場一致の賛成でした。

3 今後の取組についての意見交換

【委員長】 では、以上について何か質問のある方はいますか。
(意見なし)

それでは、次第3の今後の取組について意見交換をしたいと思います。まず、事務局から資料11-2と資料11-3の説明をお願いします。

【事務局】 (資料の説明)

【委員長】 では、最初に資料11-2の「条例制定後の取組予定」について議論したいと思います。

令和4年度は、条例の周知を行うようですが、副読本はいつ頃作成するのでしょうか。

【事務局】 副読本は、今後の周知の方法の一つとして検討していますが、決定事項ではありません。具体的な取り組みについては本日の議論でご意見等いただければと思います。

【委員長】 令和4年度は、市民向け、子ども・若者向け、学校や関係者向けの周知をしていくということですね。現行の子ども・子育て・若者プランは令和6年まで策定されているので、その計画を生かしつつ、次の改定時に若者の参画、あるいは権利擁護など新たな施策を入れていこうという計画ですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 長期的なスパンで計画を立てて、取り組んでいくということですね。では、本件について何か質問はありますか。

【副委員長】 すばらしいと思います。日本は子どもの権利条約を批准してからも、いまだに子どもを一個の人間としてとらえる認識がなかなか浸透していないといった問題はありますが、国全体を言ってもしょうがないので、多摩市など各自治体が進んで取り組むことが大事なことであり、本条例を盾に今後具体的にどう取り組むのかが課題だと思います。

ユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業は、子どもに関わる事柄につ

いて子どもの意見を聞き、自治体運営に新たな視点を取り入れる取り組みなので、ぜひ多摩市もその事業に参加して、多摩市の取り組みに併せて展開していくと弾みになって良いのではと思います。

先行している5つの自治体では、庁内の関係部署での横断的な体制が取れており、子どもの声を反映するという仕組みがさらに加速し、展開されています。多摩市は先行の自治体と異なる特色を発揮できると期待しています。

【委員】 質問です。資料11-2に記載されている今後の取組に向けた検討事項は記載されている順番で行うという意味ではないですよね。最後に挙げられている「子ども・若者を含む推進体制」をつくることを優先的に行った方が良いと思います。

【委員長】 整理するために番号をふりましたが、特に記載順に取り組むわけではありません。

では、早速一つ一つ論点について意見交換をしていきたいと思います。資料には今後の検討に当たって議論してほしいテーマが示されていますので、意見やアイデアを教えてください。

その前に、私から、「条例づくりが失敗しないために」という参考資料を作成しましたので共有します。他自治体で条例策定に関わる中で、制定後に取り組みが失速してしまうこともあったので、今回は経験に基づき、失速してしまわないように注意事項をお話ししたいと思います。

1つ目は市長が変わることで市政体制が大きく変わること。2つ目は市役所内での所管替えがあること。つまり、人の変更によってモチベーションが低下してしまうため失速してしまいます。

今の時点の対応策としては、現職員が次にやることを詳細に記録し、選択肢を残しておくことです。そのため、本日はたくさんの方のアイデアやヒントを出してもらいたいと思います。

来年度のワークショップではとにかく市民の熱量を上げていながら、その熱量で取り組んでいくことが条例づくりのポイントだと思います。

では、テーマの1の条例の周知促進策について意見をお願いします。

【副委員長】 副読本や条例の解説をつくることは良くあることではあるのですが、一番困難な立場の子ども・若者にも具体的に伝わるように、本条例があることによって何ができるようになったのかということをつかりやすく伝えないと真意が伝わらないと思います。

【委員】 副読本は担任の力量や裁量で、場合によっては一回のみの説明で終わる可能性もありますし、家に帰ってから読むよう配布するだけに留まることもあります。多摩市は出前授業で主権者教育を推し進めていますが、小学校全17校で行っているわけではありません。そういった状況下で周知していくには、例えば、先日、教育長から各学校長に、教育課程を計画する上で本条例を考慮するよう説明がありましたが、全ての先生が条例を十分に理解されていないと思うので、条例についての資料を改めて小中学校の校長先生に送っていただいて、後押しいただくと校長先生から現場の先生に話が伝わり、授業の中で取り組んでいただけるかもしれません。

【委員長】 出前授業も有効ですか。

【委員】 副読本よりも有効です。

【委員】 20代の若者は、学校で話を受ける機会や母子健康手帳を読む機会が少ないので、若者が多くいそうな駅のホーム等に大きなチラシを置いてもらえると目につきやすいのではと思います。

そのチラシの内容も文字量を多く詰め込みすぎずに「私たちの権利ってなに？」と訴えかけた印象的なタイトルや内容にすると興味を持ってもらえるのではないかと思います。

【委員】 若者世代は情報を取得するときに、SNSを利用すると思うので、本条例に結びつくようなハッシュタグをつけていくのはいかがでしょうか。

【事務局】 シティーセールスなど市の情報発信にもSNSを活用して若者世代に届くよう行っていますので、本条例もSNS等を駆使して発信を行っていきたいと思います。

【委員長】 情報発信についても子ども・若者当事者からアイデアが欲しいですね。一緒に取り組んでくれる人をリクルートすることも重要だと思います。

【委員】 「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」の周知のためにリーフレットを制作した際には、にゃんともTAMA三郎のキャラクターを使い、子ども向けにも分かりやすく身近に感じてもらえるよう工夫しました。なので、キャラクターを使用するのは良いと思います。

【委員】 幼稚園・保育園児から中学生までに周知するには園や学校が一番効果的だと思います。周知は子どもだけではなく、保護者に対してどう周知するかも重要となります。

また、若者へ周知する上では、条例制定によってどんなメリット、良い変化があるのかがポイントになると思います。どうやったら楽しく取り組んでいけるのか、若者の間で広めていけるのか若者の意見を取り入れながら考えていけると良いと思います。

【委員】 来月、子どもみらい会議があるので、その場を借りて少し周知ができると、効果的ではないかと思います。オンライン配信もします。

【委員】 若い方だと音楽、例えばラップに条文を乗せて、耳触りのいい、子どもや若者が口ずさんだりできるようなものが作れたら楽しいのではと思いました。

【委員長】 多摩市には音楽をやっている若者が多いので、そういった若者に作ってもらうのも面白いですね。

【事務局】 若者の感性を活かした周知が何かないかとの意見がありましたが、若者の委員の方から何かアイデアなどありますか。

【委員】 SNSが効果的だと思います。特に最近ですと、10秒ぐらいの本当に短い動画を撮って、それを載せるという機能が流行っているので、作りやすいし、拡散したときに見やすいと思います。

【委員】 例えば、いろいろなアイデアを子ども・若者から募集し、賞金をかけたコンテストを開催すると良いのではないのでしょうか。受賞したものはさらに短い動画で発表すると効果的だと思います。

実は、私の子どもが同じような経験をしたので今までの話の中でなんとなくイメージが近いと思いました。アイデア募集することで、子ども・若者を応援する取り組みを知る機会が生まれ、短い動画をどこかに載せて、流したりすることで広く周知する機会も生まれて、市民参加型の良い取組になるのではと思いました。

【委員長】 お子さんが参加した際にも、賞品や賞金はありましたか。

【委員】 ありました。子ども部門や一般部門など4つに分かれていました。

【委員長】 では、次のテーマに進みたいと思います。子どもの権利擁護についてアイデアやヒントをください。

【委員】 多摩市が始めた児童虐待防止事業で、家庭でどういったことが起きた場合に、どう対応すればいいのかを子どもの前で職員がロールプレイングすることで、子どもが自分から大人に相談できるようにしていく取り組みが始まっています。まだ保育園・幼稚園の1園、2園でしか行っていないのですが、そこに人員が割けると、権利擁護について早い段階から大人側も含めて意識を高めていくことはできるのではないかと思います。

【委員】 子ども家庭支援センターや児童相談所など受け皿の絶対数が足りないと思います。子どもたちが声を上げられることはとても大事ですが、さらに、その受け皿がないことには、事件として起こっているようなことがまた繰り返されてしまうと思います。

現在、職業として担っている方々の人数も少なく、一般市民の中で声をかけ合うような体制が足りず、何か異常なものを見つけたときにおかしいぞと言ってあげられるような方が地域に少ないと感じています。一步踏み込んでいいのか、際どい境界線があり、見捨てられてしまうような事例も多いです。

【委員長】 川崎市では子どもの権利条例がありますが、効果などは見られているのでしょうか。

【事務局】 川崎市の子どもの権利条例に関するフォーラムで話を伺ったところ、制度自体はあっても、時とともに認知度が薄れていってしまうことが課題であり、水が流れるように持続していくことが重要であると話されていました。本条例や仕組みをつくった後、当たり前のように生活の中にどう位置づけていくかが周知や権利擁護の点からも課題だと思います。

【委員長】 そのとおりだと思います。条例や仕組みを作るだけではなく、今ある仕組みをうまく生かして、さらにバージョンアップしていく、付加していくような地に足のついた実践的な仕組みを作っていってもらいたいと思っています。権利擁護については特に。

何か既存の仕組みをうまく使っていけそうなものはありますか。

【事務局】 多摩市には総合オンブズマン制度があります。若者の部分は、既に総合オンブズマン制度などでカバーできる制度設計にはなっていますが、子どもからの訴えを聞き、子ども目線で対応する仕組みの確保はできていないので、例えば子どもの話をよく聞ける相談員を設置しつつ、弁護士資格のある方につなげていくなど、既存のシステムをうまく活用した仕組みが検討できるのではないかと思います。

【委員】 児童虐待防止のロールプレイングの例で出しましたが、子ども自身に知ってもらえることはもちろんですが、保護者にも20代・30代の若者世代が多いため保護者に対しても周知が必要だと思います。

また、大学生くらいの年代は多摩市が何をしているかというよりも、自分が楽しみたいことの方に優先順位が高くなる傾向があるので、そこをどう引き止めるかというのは難しい課題だと思います。

【委員】 (若者の立場として発言) 私自身は、検討委員会のように自分から発言すること、自分で何かをつくることは好きです。

最近では、小学校の朝学ルームという朝学習ができたのですが、その教育担当者の公募があって、そこにも参加しているので、そういったところに集まってくる人をこの条例の取り組みに引き込めれば、若者世代にも広げられるのではと思います。

【委員長】 取り組みの中心となる若者が2人いれば心強いですね。若者は、参画している若者の後ろ姿を見て参加してみようという気が起きるのだと思います。

【委員】 若者世代の方が楽しめるようにどういうことをしたらよいのか若者世代の方が考える組織体を多摩市がつくったほうが良いのではないのでしょうか。アルバイト代を市が出して募集をかけるなど。

【委員長】 まさに若者世代の現場の声でないという意味がないと思います。

では次に、子ども・若者のまちづくり参画・活躍について話を進めたいと思います。先に委員より資料提供いただいていますので、説明をお願いします。

【委員】 千葉市では子ども・若者のワークショップを長く行って、実績もあるので例として挙げました。

例えば、2014年度に、子どもの自殺を何とか阻止したいという子どもたち

の声によって、自殺予防リーフレットを作成しました。フォーラムも木下副委員長が司会を務め、専門家や市長、会場に来てくれた大人たちと一緒に子どもたちを取り巻く課題についてディスカッションをしています。

また、受け皿となる市民を増やしていくために、子どものSOSを受け止める人を養成し、修了した方が活躍できるよう「どこでもこどもカフェ」という仕組みを作りました。一般の方が子どもたちの話を聞き、居場所をつくるなど、活動がしやすくなっている取り組みの紹介です。

【委員長】 ありがとうございます。では、他に意見等ありませんか。

【委員】 今週、多摩桜の丘学園と都立永山高校が学校連携して、永山の駅頭でダルニー奨学金（経済的貧困で中学生教育を受けられない子どもたちを支援する、国際教育里親システム）の募金活動を行いました。人前に出て、多世代に向けて訴えること、また、子ども・若者世代は特にこういった取り組みがあること知るのも大事なことではないかと思えます。

【委員】 熱量を持った人がどれだけいるかが重要になると思います。条例という旗があるので、見せ方次第では面白いものになると思います。

先程の意見もあったように、若者たちにどうやって面白く見せるかが難しいですが、大学生ぐらいの方がこの旗を振ることで、面白そうだなと周りに人が集まり、周知や推進体制などその子たち自身が自由に考えるようになると思います。

また、この条例で十分に遊んでくださいという仕組みにすると、それ自体がまちづくりの一環になっていって、人が集まってくる面白い仕組みになるのではないかと考えます。

【副委員長】 千葉市でも、そういった取組を行ってきましたが、なかなか子どもの参画のまちづくりは広がらず、形式的に声を聞く機会を設けても、進展がありません。根本の原因を探ってみると、子ども自身が本当に望んで、さらに進めているのかという疑問が浮かびました。例えば、環境の問題について、海外

では環境活動家のグレッタさんのように発言する子もいますが、日本では、あまりそういった子どもがいません。こども庁がこども家庭庁になったように、日本では子どもは家庭で大人に保護される存在である、一個の人間として認めていないことが根本の価値観です。大人から色々と言われ、空気を読むことが必要とされる精神風土があり、感受性の強い子どもは学校ではじき出され、いじめの対象や不登校になることが多く見受けられます。

なので、宮城県富谷市の子どもにやさしいまちづくり事業のように、母子保健のときから子どもの権利条約のことを伝えていくなど、家庭の中で子どもの声を聞き、親と一緒に考えることをしていかないと、自立した子どもは生まれてこないと思います。

他にも、信州の長野県泰阜村に「だいだらぼっち」という、不登校など様々な理由で子どもたちが長期に滞在して学ぶ場があり、そこでは子どもたち自身が一日の行動を決めて暮らすため、大人顔負けの発言をする学生が多いです。その様子はドイツの子どもと同じだと感じました。

【委員】 現在はテレワークも充実しているので、ひきこもりの方が外に出なくても、別のひきこもり経験者の話を聞ける機会が持てると思います。お互いひきこもりになる気持ちが分かると思うので、お互いの気持ちが言い合えると、気持ちが軽くなり、お互いが助け、助けられたという気持ちを持つことで、自信にも繋がっていくのではと思いました。

【委員】 ひきこもりに関連した話で、以前、20歳の摂食障害のある女性を支援するべく、NABAという摂食障害の当事者の会に参加していただいたところ、彼女は摂食障害、過食嘔吐は自分だけのことだと思っていたので、他の経験者同士で摂食障害や過食嘔吐のあるある話を語り合い、自分と同じような悩みを相談する方が多いことを聞くと元気になりました。

このように、相談できずにいる方の多くは、自分だけが異常で特別だと感じています。なので、気軽に誰でも相談できる、何でも相談していいと全ての方が思えると、とても優しいまちになると感じました。

【委員】 自分たちの身の回りのルールや行為を自分自身で決めて行う体験をどれだけ積むかというのは、条例や仕組みが形骸化しないために大切なことだと思います。

また、幼稚園や保育園、小学校、中学校でそういった取り組みが出来るかということも重要になってきます。さらに、その取り組みに大学生が加わると、全体的に理解が進み、よりよいまちづくりができると思います。

【委員長】 続いては、子ども・若者を含む推進体制について話を進めます。

私が以前に関わっていた、新城市の若者総合政策をつくるまでのプロセスが多摩市に合うのではないかと思います、資料を作成しました。

新城市では、若者施策ワーキングというグループを若者が中心となって作りました。市内の19人の高校生、大学生、社会人、それから、市の職員がチームとなり、若者政策について提案して作り、その活動の中で熱量のある方が他の人をリクルートしていきます。

若者施策ワーキングは「好きなことにアツくなれるまち」、「ホッちよつとひといきできるまち」、「夢が実現するまち」、「あっ、こんなところに素敵な出会い」の若者総合政策における4つのコンセプトを掲げ、実現していきました。実現したことで、自分たちの取り組みが具体的に見え、自己肯定感や自己有用感が高まりました。

以上のように、様々なところと連携・協力する部分は多摩市と共通するもので良いのではと思いました。

【委員】 これは子ども・若者の推進体制を話せばいいのでしょうか。それとも、今のお話のような若者が中心のまちづくりのための体制をつくるという話ですか。

【委員長】 多摩市では子ども・子育て・若者プランがありますが、若者部分が弱いいため、次期計画の令和7年に向けて、新城市が参考になるのではないかと思います。

【委員】 若者が活躍することに関しては、一つのアイデアだと思いますが、若者だけではなく、周知や子どもの権利擁護を含めてどのように推進体制を進めていくかが大事だと思います。

【委員長】 そうですね。
しかし、権利擁護という話になると若者がつくるという話にはなりづらいのではないのでしょうか。権利擁護の仕組みなどベースがあるので、ベースを活かしつつ、有識者が集まって話せば、ある程度出来てしまうのではと思います。

【委員】 それは違うと思います。そこの認識が違うと話し合いにならないと思います。

【委員長】 全てを包含した推進体制だけを考えるのではなく、権利擁護やPR、参画等それぞれの部分にあわせて推進体制の在り方を話して良いと思います。

【委員】 推進体制は、基本的に多摩市がつくる形にならざるを得ないと思います。多摩市の推進体制のイメージがあれば、そのイメージから肉づけしていくほうが良いと思います。

【事務局】 現在、2パターン考えています。1つ目は、コアメンバーのいる会議体をつくり、毎回同じメンバーで話し合う方法。2つ目は、市が話し合ってもらいたいテーマについて、都度メンバーを募集して、広く意見を求める方法です。

【委員長】 要するに、子ども・子育て会議のメンバーだけではやり切れないので、コアのメンバーをつくるか、あるいは、テーマごとに都度集まるかということですね。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 以前の子ども・若者に関する施策検討懇談会で副委員長が推進体制について幾つかアイデアを出していたので今一度ご説明いただきたいです。

【副委員長】 子どもは1人の個として認められにくいので、子どもコミッショナーといった、積極的に介入し、横断的に調整の権限を持った、市長や副市長のような権限を持つ存在を外から雇うなどすると良いと思います。

ミュンヘンでは地域のボランティアによる子どもコミッショナーがいて、地区単位で子どもの声を聞き、子どもフォーラムというミュンヘン全体の会議を年に2回開催しています。意見を政策に反映するという役割を持っていて、様々な部局を横断的に調整しています。それにより、道路の改造や住宅造りなど大きく変わりました。

日本は縦割り行政を打破できない課題があるので、権限を持って調整できる人材を置くことが重要だと思います。

【委員長】 多摩市では、今のような市民や事業者が入った協議会のような会議体はないですか。

【事務局】 ないです。

【委員長】 では、つくったほうが良いですね。

【副委員長】 日本の行政組織は会議で意思決定し、実行に移すまでの時間や手間がかかるため、大きな決定を行えません。

ミュンヘンでは実行のために会議は開催しますが、自分の責任において展開するという意思決定の早さがあります。

日本で果たしてどこまでできるのかというのは課題だと思います。

【委員】 懇談会では、ユースワーカーの話も出ていたと思います。子ども・若者を含む推進体制をつくる場合、若者たちの意見を引き出す役割をしてくれる、専門性を持った人の育成も必要不可欠です。

また、質問ですが、資料に記載されていた「関係団体の連携推進」とは、何を指しているのでしょうか。

【事務局】 市役所の中だけで話し合うのではなく、市内の関係団体と連携しながら進めていくという意味で挙げさせていただきました。

【委員長】 最後に、多摩市は、自治基本条例をベースに仕事をしている非常に珍しい自治体の一つですが、その自治基本条例に子ども・若者の規定はなく、第5条（市民の権利）、第6条（市民の義務）の市民の中に子ども・若者が含まれているという解釈になります。

しかし、第6条には、「市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとします。」とあり、子ども・若者は、まちづくりに参画するに当たり、自らの発言、行動に責任を持つものであり、そのまま解釈すると、子ども・若者の義務という規定となります。本会議でも意見があったように、少し違和感があるため、自治基本条例に子ども・若者に対する規定を追加すると、子ども・若者を大事にするということがさらに強調されるのではと思いました。

では、第11回検討委員会は以上で終了いたします。議論したいこと、十分意を尽くせなかったことは山ほどあると思いますが、これから内容を詰めて、実のある仕組み、あるいは担い手をつくっていくことになると思います。条例づくりは、当初の人たちの熱量で全てが決まりますので、皆さまには引き続きご協力いただけると助かります。

では最後に、市長から一言御挨拶をお願いいたします。

【市長】 約2年にわたり色々と議論をしていただき、誠にありがとうございました。

コロナ禍でマスクをしていることが当たり前の日常の中で、子どもたちの権利を含めて、子どもたちにとって厳しい状況にあるのではと思います。

小学校ではどうでしょうか。マスクをしていると、喉の筋肉が弱って、歌いにくいのではないのでしょうか。

【委員】 コロナ禍で、出席停止になることが多い状況ではありますが、来ている子どもたちはみんな元気で笑顔いっぱいです。

【市長】 先ほどお話があったように、2月の子どもみらい会議開催の際には、私も本条例についてきちんと話そうと思います。

子ども・若者が意思を表明できず、いじめや不登校が発生したときによく大人が動く状況ですが、そうではなくて、日頃からまちづくりや学校、さらには行政に対しても意見や意思が表明できるようコミッショナーやサポートが必要だと本日の議論を聞いていて感じました。

自治基本条例の話がありましたが、行政が計画や方針を決め、パブリックコメントを通してあたかも市民の意見を聞いたように感じてしまうこと、また、市議会の議員の皆さんの意見を聞いたことで、あたかも市民全員の意見を聞いたかのようにになってしまうなど、改めて原点に立ち戻り、条例が形骸化していないかを考えなければならぬと感じました。

また、自ら考え、自ら行動できる子どもたちや若者が増えることは、これから先の問題を解決することにもつながると思います。先程、環境活動家のグレタさんの話がありましたが、多摩市内の小中学校5校では、子どもたちが環境問題やエネルギーについて学び、環境への願いを込めて再生可能エネルギーを利用したイルミネーションを聖蹟桜ヶ丘の駅前に灯しました。また、子どもみらい会議でもプレゼンテーションが上手な子どもたちが毎年増えています。

本条例によって、大人たちだけでなく、子ども・若者も主役として登場できるように多摩市若者会議、子どもみらい会議、庁内の推進本部と連携しながら、子ども・若者が意見を表明できる土壌をつくることを責任持って約束をしたいと思います。

今後とも皆さんの熱量を一緒に分かち合いたいので、本会議は終了してしまいましたが、見守っていただきますよう引き続きよろしく申し上げます。

皆さん本当にありがとうございました。

【副委員長】 市民の熱量の前に、市長の熱量の強さが伝わるとと思います。また、そのよ

うに展開できればうまくいくと思います。

【委員長】 ありがとうございました。
 事務局から確認事項等ありますでしょうか。

【事務局】 本日は、活発な意見交換をしていただき、ありがとうございました。いただいた意見を踏まえて、今後の取組を引き続き検討してまいります。

 また、本検討委員会は本会議をもちまして最終回となります。全11回にわたり、本会議の運営に御協力を賜りまして、改めて御礼申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

 本日の会議録につきましては、整い次第、内容確認の依頼のメールをさせていただきます。事務局からは以上です。

【委員長】 以上をもちまして、この検討委員会を終了とさせていただきたいと思
 います。ありがとうございました。

— 了 —